

罹災証明書・被災証明書の交付について

町では大雨や暴風で建物や車両などに被害を受けた場合「罹災証明書」や「被災証明書」を交付します。証明書が必要な方は、小川町役場へ申請をお願いします。

この証明書は、公的な支援や税の減免、保険金、見舞金を受けるために必要となる場合があります。

《受付窓口》 小川町役場2階 防災地域支援課

受付時間：開庁日8時30分 から 17時15分

電話：0493-72-1221（内線351）

《申請に必要なもの》

1. 申請書類と添付書類

被害にあった物件	申請書類	添付書類
住宅	罹災証明 交付申請書	被害状況が確認できる写真 ※写真は無くても申請可能です。
物置、車庫、カーポート、門、 塀、柵、テラス、アンテナ、 自動車 工場、店舗、事務所、倉庫、 貸家、ビニールハウス など	被災証明願	被害状況が確認できる写真 ※写真がない場合は以下の書類 ① 業者の見積書の写し ② 業者の領収書の写し

※申請書類は、窓口にて備えてあります。

※写真は、プリンターで紙に印刷したものでも可能です。

※提出された写真は、返却できませんのでご了承ください。

2. 認め印

3. 本人確認書類（免許証、保険証など）

※ 本人又は同一世帯員以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

《手数料》 無料

注意 ① 罹災証明書の発行には、現地調査が必要です。また、調査の際に、職員が家の中に入り、状況を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

② 罹災証明書・被災証明書は、状況を確認のうえ、後日交付いたします。

自然災害で 建物や車両の被害を受けた方へ

■ 住宅が半壊、大規模半壊、全壊した場合

- 被害の程度により、国又は県の支援金の対象となる場合があります。
- 被害の程度により、町の見舞金の対象となる場合があります。
- 被害の程度により、町税や水道料金などが減免となる場合があります。
- ご自分が加入している損害保険の補償対象となる場合があります。（契約内容による）

■ 住宅が床上浸水した場合

- 被害の程度により、町の見舞金の対象となる場合があります。
- 被害の程度により、町税や水道料金などが減免となる場合があります。
- ご自分が加入している損害保険の補償対象となる場合があります。（契約内容による）

罹災証明書の交付を申請してください。

罹災証明書の交付には、「住家の被害認定調査」が必要となります。罹災証明書の発行を希望される方は、お早めに役場で交付申請をお願いします。
「住家の被害認定調査」を実施後、役場が罹災証明書を交付します。

■ 住宅が床下浸水した場合

■ 住宅の屋根、壁に被害を受けた場合（雨どい、テラスなどを除く）

- ご自分が加入している損害保険の補償対象となる場合があります。補償内容をご自分で保険会社や職場へ確認してください。保険金の請求に罹災証明書が必要と説明された場合は、役場へ罹災証明書の交付申請をお願いします。
- 床下浸水は、水道料金が減免となる場合があります。

■ 住宅の物置、雨どい、門、塀、カーポート、柵、テラス、アンテナが破損した場合

■ 自動車が浸水や破損した場合

- ご自分が加入している損害保険の補償対象となる場合があります。補償内容をご自分で保険会社や職場へ確認してください。保険金の請求に罹災証明書又は被災証明書が必要と説明された場合は、役場へ被災証明書の交付申請をお願いします。

■ 工場、店舗、事務所、倉庫、貸家などが床下浸水、床上浸水、破損した場合

- ご自分が加入している損害保険の補償対象となる場合があります。補償内容をご自分で保険会社へ確認してください。保険金の請求に罹災証明書又は被災証明書が必要と説明された場合は、役場へ被災証明書の交付申請をお願いします。
- 床下・床上浸水は、水道料金が減免となる場合があります。

罹災証明書や被災証明書の交付申請については、表面をご覧ください。